

静岡県立伊豆伊東高等学校校納金等減免基準

静岡県立伊豆伊東高等学校のPTA会費等の会費の納入について、免除する基準を下記のとおり定める。

1 減免対象要件

- (1) 減免対象年度に生活保護法に基づく保護を受けている。(相当額を受給していない者に限る。)
- (2) 減免対象年度に児童扶養手当を受給している。(全額支給者に限る。)
- (3) 申請日現在、生徒の弟妹が就学援助を受給している。
- (4) 申請日現在、生徒本人が里親に委託されている。
- (5) 申請日現在、生徒本人が児童養護施設に入所している。
- (6) 減免対象年度に災害等により罹災した。

2 手続き

減免を受けようとする者は、校納金等減免申請書に下記資料を添付し、申請する。

- (1) 生活保護決定通知書等(内訳が記載されたもの)
- (2) 児童扶養手当受給証明書
- (3) 就学援助受給証明書
- (4) 児童相談所発行の委託通知
- (5) 施設長の入所証明書
- (6) 罹災証明書

3 減免期間

減免の期間は、申請日の属する年度とする。(年度申請)

4 減免するもの(各学年共通 4月からの場合)

PTA会費	月額800円×12月	9,600円
後援会会費	月額800円×12月	9,600円

※減免認定された保護者には徴収済の金額を認定後に随時返金する。

5 その他

その他認定に関することや疑義が生じた場合等の必要な事項については学校長とPTA会長及び後援会長が協議の上決定するものとする。

6 施行

この基準は、令和5年4月1日から施行する。